

令和二年神奈川県議会本会議第2回定例会 文教常任委員会

令和2年6月26日

渡辺(ひ)委員

新型コロナウイルス感染症の影響によって、例えば、国や様々な組織で支援制度があります。その中で、神奈川県教育委員会が持っている神奈川県高等学校奨学生制度に関連してまず質問します。コロナ禍によって、経済的な影響を受けている奨学生がいると思います。そういう方々に対する支援はどのような状況になっているか何点か質問します。

初めに、現在就労している状況だが、今回のコロナ禍によって、経済状況が悪化して収入が減収する、さらにはそのことによって奨学生を返済できない奨学生もいるかと思います。まずその辺りの対策について、どのように取り組んでいるのか教えてください。

教育局財務課長

奨学生の返還は、就職はしているが収入が少ない奨学生については、一定の要件はありますが、申請に応じて返還を猶予する制度を設けています。また、奨学生の中で、猶予事由に該当しない場合、猶予ではなくそれぞれ奨学生の個別の事情を丁寧に伺いながら、まずは無理のない額から返還を始めていただくよう柔軟に対応するようにしています。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症により経済状況が変化し、収入が激減してしまったという方もいます。そこで、返還猶予の制度を県のホームページで紹介するとともに、併せて電話による相談を受け付けていますので、個別に対応していきたいと思っています。

渡辺(ひ)委員

今まで県教育委員会は、この奨学生の返済猶予も含め、国や学生支援機構の返済猶予の制度の変更にも伴って、様々な制度を改革していただき、負担のない中でしっかりと返済ができる制度をつくっていただいたと認識しています。基本的に神奈川県の高等学校奨学生も、返済された資金が次回、それ以降の財源になっているので、様々なことがあるにしても、しっかりと資金を回収していくことも、一定程度大事な使命だと思います。その辺りについても、今まで柔軟に対応していただいていることについて、評価したいと思います。

返済猶予という言葉がありました。私も、県教育委員会のホームページを見て、返済猶予のところを調べました。そうすると、返済猶予について条件が幾つか出ているのですが、どのような要件になっているか再度御説明ください。

教育局財務課長

私どもでは、返済猶予の条件として全部で10項目を掲げています。まずは、進学したとき、また留学等したときで、経済的な面として、就労しているが経済的な事由により返還が困難な場合、奨学生が就労しているながら奨学生の年間収入が300万円以下の場合、同一世帯人員の年間収入合計が500万円以下の場合の三つの条件を全て満たす場合、返還を猶予しています。

渡辺(ひ)委員

少々私が気になっているのは、三つの条件は奨学生が就労しているというこ

とです。これについては、今回のコロナ禍によって、就労が困難になった、辞めさせられた、これらについてはほかの項目で救済措置があるので、それはそれでよいのだと思うのです。その上で就労が続いている、しかし、減収している方々をどうするかという話になったときに、奨学生の年間収入が300万円以下に該当すれば、当然要件を満たすわけです。その中で一番気になっているのが、三つ目の同一世帯全員の年収の合計が500万円以下という条件がついています。個人の収入が300万円以下であること、なおかつ、世帯の全収入が500万円以下であることの三つの条件があつて、この三つ目の条件が、私は、このコロナ禍だけではありませんが、現行の様々な環境の中で、また、法理解の中で、本当によいのかどうか。

例えば、我々の認識だと、我々議員ですので一番ぴんと来るのが、投票権が二十歳から18歳に下げられ、我々の選挙のときにも、既に18歳の方が投票権を得ていた。そういう意味では、成人としてみなされて投票をしており、こういう方々について、世帯の収入500万円という考え方を、世帯ということで持ち込んで要件にすることが、本当によいのかどうか、少々疑問を感じのですが、その辺りはいかがですか。

教育局財務課長

神奈川県高等学校奨学金は、高校生のときに貸付けを行っています。したがって、保護者の関与が大きいため、返還猶予要件として規定しています。また、世帯の年間収入の要件をなくした場合に、高等学校を卒業した生徒が就労していても、所得が低いであることが容易に想定されることから、ほぼ一、二年程度、返還猶予をすることになります。そうすると、返還意識が低くなる、猶予終了後の滞納につながるおそれもあります。こうしたことから、現状、同一世帯の年間収入の合計を返還猶予の要件として設定しています。

ただ、成人の年齢が2022年4月1日から、民法改正の施行により18歳となります。そのとき、本人が成人ですから、世帯としての考え方がいかがなものかという御指摘もありました。それについては、今後、検討したいと思っています。

渡辺(ひ)委員

2024年に全般的な民法上の改正が施行されるということで、変更はまだその時期ではなく、選挙権だけ前倒しで実施されているということなので、法的にはそこに合わせると理解しています。それにしても、その500万円という考え方は、現行でも私はおかしいと思います。例えば、私立高等学校の授業料の無償化など様々な制度についても、世帯収入の中で、世帯構成、何歳ぐらいの子供がいるか、扶養家族がいるか、いろいろなことを加味、検討し、対応していくという制度になっていますが、この神奈川県高等学校奨学金の制度だけだと、単なる一律の表現で、実態に則していないのではないかという思いがします。民法の改正もそうかもしれません、早々に何らかの対応をお願いしたいと思います。

先ほど、返済猶予について説明と答弁がありましたが、周知について確認します。

教育局財務課長

奨学生が高等学校を卒業した際に、全員に返還の手引を配付しています。また、返還開始時にも、猶予手続を申請していない奨学生に対して、返還に関する手続書類と併せて猶予申請について再度案内しています。加えて、県のホームページでの案内や、貸し付ける際の申込みの手引の中でも、御案内させていただいている。

渡辺(ひ)委員

今の返済猶予については理解しました。しかしながら、今の答弁は、平時の返還猶予についての案内だと思うのです。それからすると、コロナ禍において、様々な支援の制度が立ち上がっている中で、小さいことかもしれないが、この奨学生に対しても、こういうコロナ禍においてこういう制度もあります、活用してください、活用できますと案内をするのが、丁寧な周知だと思うのです。それについては、県のホームページを見ても、例えば、県のトップページで様々なコロナ禍における制度の説明が入っていますが、その中には、そういう奨学生や学生等に対する支援制度の案内がどこにもありません。さらには、県のホームページの中の県教育委員会のページを見ても、新型コロナウイルス感染症の対応についてということで、コロナに関する基金については幾つか案内が出てくるが、支援についての案内が何も出ていない。これについては改善の余地があると思うのですが、いかがでしょうか。

教育局財務課長

貸付けも含めて、関係課と調整していきたいと思っています。

渡辺(ひ)委員

周知のことについても併せてということでしょうか。それとも、貸付けだけなのか。

教育局財務課長

特にホームページで探しづらい、案内が不十分だという御指摘でした。ホームページの所管課がありますので、そちらと十分に調整した上で、できる限りの案内をさせていただきたいと思っています。

教育局長

今、御指摘いただきました部分については、制度をつくっていても、必要とされる生徒、保護者の方が知っていなければ何の意味もありません。改めて、しっかりと周知できるように、工夫、改善してきたいと思っています。

渡辺(ひ)委員

それに、様々な制度には、申請の期限等もあるのです。返済猶予については期限が特にありませんが、例えば、学生に対する経済的な支援にも期限があって、各大学などが期限を切るのです。こういうものについても、大学は県教育委員会の所管ではありませんが、高校生や中学生を持っていて、さらに大学生がいる家庭であれば、家庭の中で支援を受けていく際、国に関する制度などをしっかりと併せて見られるような制度にしていく必要があると思うのです。それについても、併せて御検討を願います。

この神奈川県高等学校奨学金については、返済猶予だけではなく貸付要件についても、当然、今後、成人要件が変わってくれれば、見直していく必要がある

と思いますので、これについては、しっかりと、早急に検討していただきて、速やかな対応ができるよう要望させていただきたいと思います。

次の質問は、先ほど来この委員会で様々オンライン教育、ＩＣＴについて質疑がされています。その中で、オンライン学習については、先ほど、平準化が課題という答弁もあったと思います。

今回のコロナ禍において、学校の休業中、様々なオンライン学習の対応がされたという質疑がありました。その中で、私が感じることは、今回の報告資料の、県立高校改革実施計画（Ⅰ期）の成果と課題の中に、県立高等学校 11 校に I C T 支援員を配備したという記載がありました。これは、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度の 4 年間のⅠ期の取組の記載の中に、11 人配備をしたという記載で、このいきさつを読んだときに、今回のコロナ禍で、様々な I C T 、オンライン対応で、教員が苦労する中で、この I C T 支援員がそういう教員をサポートして、大いに活用され、役立ったのではないかと最初は読み取ったのです。そのような支援だったのでしょうか。

高校教育企画室長

I C T 支援員は、かつて国庫の補助を受け、平成 28 年度は県立高等学校 9 校、平成 29 年度は 11 校に配置していました。今回、平成 29 年度までの配置であり、平成 30 年度、平成 31 年度は配置していませんでした。

渡辺(ひ)委員

今回、コロナ禍の対応のときに、そういうサポート支援員がいれば、教員の負担も軽減されるし、先ほど言った平準化も少しあれたのではないかと思いますので、残念に思います。一番コロナ禍で大変、必要だったタイミングでもあり、I C T をずっと進めなければいけない環境下で、平成 28 年度、平成 29 年度で取りやめ、平成 30 年度、平成 31 年度は I C T 指導員が配備されていなかつたのか、理由を教えてもらえますか。

高校教育企画室長

平成 28 年度、平成 29 年度に配置していた当時から存在していた国庫補助が廃止され、また県単での配置はなかなか難しく、平成 30 年度、平成 31 年度は配置していませんでした。

渡辺(ひ)委員

国庫の財源がなくなったから県としては実施しなくてもよいという事業ではないと私は思うのです。逆に言うと、県単でも行うべき事業だと思うので、そういう人が配置されていれば、先ほど言ったように、今回様々な活躍ができたのではないかと思い、少々残念に思います。

その上で、今の答弁と矛盾するようなことになるかと思いますが、今回の県教育委員会の予算で、今年度 I C T 指導員については、75 名を募集するという話になっています。これは、国庫補助があるのですか。県単ですか。

教育局管理担当課長

この取組については、県単です。

渡辺(ひ)委員

先ほどからの答弁と、私は少々矛盾すると思うのです。県単でも必要だから配備をしなくてはいけないという思いで、今回県単で行うのだと思うのです。

これについては、しっかりと受け止めていただきたいと思います。

では、このＩＣＴ指導員は、採用後、どのような配置を考えているのか教えてください。

教育局管理担当課長

ＩＣＴ支援員は、県立高等学校と中等教育学校に配置したいと考えています。一人のＩＣＴ支援員が勤務時間数等に応じて、高等学校等を1校または2校担当することとします。これにより、全ての高等学校等に対して、サポート可能な体制を構築していきます。

渡辺(ひ)委員

75名配置して、県立高等学校の1校ないし2校を担当するという体制をつくるということで、今後のことを含めれば、大切な配備だと思います。このＩＣＴ指導員だけではなく、事務サポートー、学校技能サポートー、学校業務サポートーなど、様々な体制が充実していきますので、大いに期待したいと思います。

教育局副局長

先ほどのＩＣＴ支援員について、少し補足をさせていただきたいと思います。国庫で配置されていて、平成29年度で廃止されましたが、私ども県教育委員会では、障害者雇用率が達していないといった側面もあります。障害者雇用の拡大と県教育委員会における雇用の充実といった面から、どういった職域で活躍できるか、していただけるかを考えた際に、ＩＣＴ支援員がクローズアップされ、令和2年度当初予算で措置して、令和2年8月から配置したいと考えています。

そうした中で、コロナ禍で急速にオンライン授業調整等の需要が高まっていますので、各学校において、教員のサポートをしていただくことによって、その一助にもなろうかと思います。

渡辺(ひ)委員

今の答弁で気になるのは、県教育委員会の障害者雇用率にも寄与するという答弁です。先ほどもＩＣＴ指導員が平成28年度、平成29年度の配備で、次年度はなくなったこと、さらにはここで復活したことを加味すると、県教育委員会で障害者雇用率が大きな問題になった中で、障害者雇用としてはこの分野が活躍、就労しやすい分野なので、ここで活用したということです。どちらかというと、県教育委員会が持っている様々な課題を、付け焼き刃的に対応している側面もあるように聞こえます。でも、そうは言いながらも、大事な取組だと思いますので、今後は、よろしくお願ひします。

この指導員は、どのような活躍をするのでしょうか。

教育局管理担当課長

ＩＣＴに関する環境整備やコンテンツ作成といったものの教員の負担軽減を図っていきます。具体的に申し上げると、コンピュータ教室の管理、ＩＣＴ機器の保守管理、授業に際してのＩＣＴ機器のセッティング、学校ホームページの管理、動画コンテンツ等の作成支援といったものを担当していきます。

渡辺(ひ)委員

ぜひ、しっかりと有用な人材を登用していただきたいと思います。

その上で、先ほどの答弁の中で、ＩＣＴ指導員は75名募集して、1人当たり1校ないし2校を担当するということでした。ここで少し気になってくるのが、ＩＣＴの活用については、75名体制だと、通常の県立高等学校を支援する体制と理解するのですが、ＩＣＴについて言うと、県立特別支援学校も、ＩＣＴの推進は必要になってくると思うのです。特別支援学校に対する配置についてはどのように考えているのでしょうか。

教育局管理担当課長

県立特別支援学校においても、ＩＣＴに関連する環境整備やコンテンツ作成には一定のニーズがあると考えています。しかしながら、この取組を始めるに当たって、まず、授業準備、ＩＣＴ機器を活用した教育活動がより多い県立高等学校、中等教育学校に配置を優先することにしました。今後の配置については、特別支援学校のニーズ等を確認して、検討ていきたいと考えています。

渡辺(ひ)委員

最後に要望ですが、私の認識は、県のＩＣＴ化、もう少し言うと、子供たちが使うタブレットについては、一般の県立高等学校の生徒よりもいち早く障害者、県立特別支援学校の生徒の学習のためのタブレット活用のほうが、先行して行われてきたと思うのです。そういう意味からすると、様々な環境変化の中で、特別支援学校は対応しないことについては、おかしいのではないかという気がします。特別支援学校の教員は、一般の学校の教員よりも、いろいろな意味で負担があり、さらにはこのコロナ禍で、様々な対応で個別に負担が増えていて、そういう学習環境を補佐していくという意味からすれば、まさにこの特別支援学校の教員に対するサポートのほうが、優先順位が高いような気がするのです。

ただ、初めてのコロナ禍での対応では、様々なことを行っていただいているので、これ以上は言いませんが、ぜひその辺りを含めて、検討していただきたいと要望させていただいて、私の質問を終わります。